



大阪労働局発表
平成30年3月12日(月)

【照会先】
大阪労働局職業安定部職業対策課
(代表電話)06(4790)6310

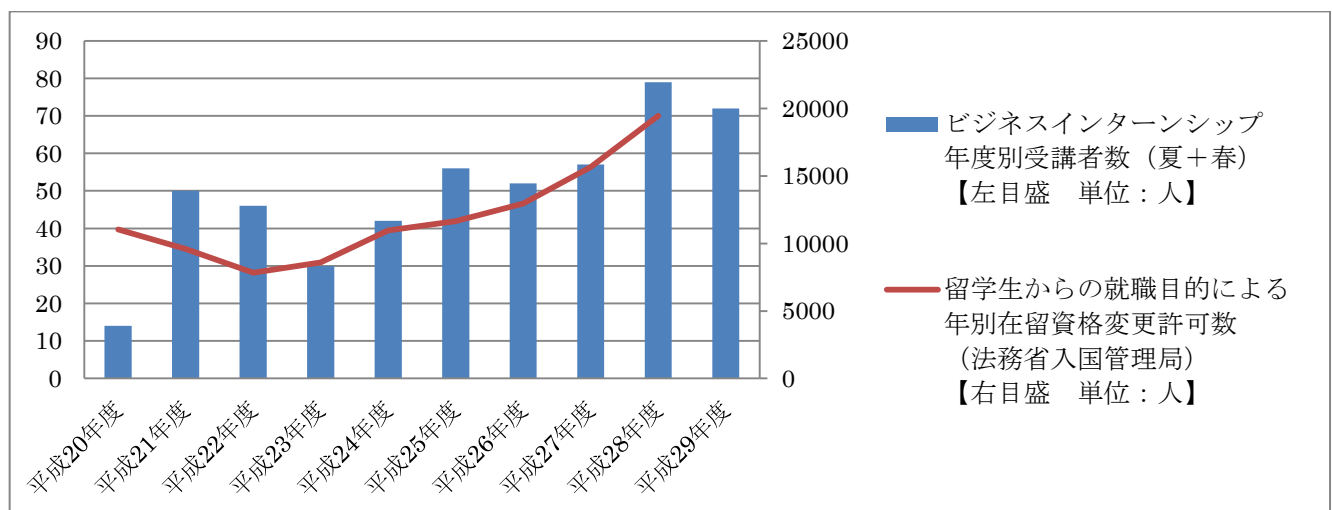
報道関係者 各位

外国人留学生に対するモデル事業の取組み！ ～外国人留学生就労型インターンシップを試行的に実施～

日本再興戦略 2016 において「外国人留学生の日本国内での就職率を現状の 3 割から 5 割に向上させること」を目指している中、大阪外国人雇用サービスセンターでは、平成 20 年度から外国人留学生を対象とした「**ビジネスインターンシップ**」を実施しており、受講者数増加に努めております。(下記グラフ参照)

一方、外国人留学生に対するインターンシップを取り巻く環境が変化していく中で、状況に応じた対応を検討していく必要があります。

そうしたことから、大阪労働局(局長：田畑 一雄)では、インターンシップ中の外国人留学生に対して、雇用契約を締結して労働関係法令の適用等を図りながら、より現実的な就業経験を積んでもらうとの観点から、大阪労働局モデル事業として「**就労型インターンシップ**」を裏面のとおり試行的に実施しております。



～就労型インターンシップの概要～

1 実習対象者及び実習期間

○大阪観光大学生

- ・ 2月25日（日）～3月 1日（木） 1名

○大阪産業大学生

- ・ 3月 5日（月）～3月 9日（金） 1名
- ・ 3月12日（月）～3月16日（金） 1名



2 インターンシップ受入先企業

株式会社 ワールドトラベル観光課

所在地：泉佐野市大木2240 犬鳴山グランドホテル紀泉閣

業種：ホテル運営

仕事内容：ホテル業務全般

就労型インターンシップとは

インターンシップとは、在学中の学生が就業体験を通じて、キャリア教育の推進、職業意識の形成、実践的な人材育成などの意義を有する産学連携の取組みであり、通常は無償での職業教育の一環とされています。

「就労型インターンシップ」では、上記のようなインターンシップ本来の意義を踏まえた上で、就労型として実習生を雇用契約の元におくことで、以下のような特色があります。

○雇用契約を結ぶことで、より実際の就業に近い経験（賃金を得るための就労や労働関係法令の適用等）を得られることから、仕事の幅が広がり、責任感が芽生えます。

○企業として実践的な外国人労働者の活用を見出す機会に繋がります。

※インターンシップ中の取材についても下記担当までお問い合わせください。

【担当者】大阪労働局職業安定部職業対策課

【電話番号】06-4790-6310